

【コワーキングスペース施設利用規約】

第1条 (総則・規約の適用範囲)

1. 目的

本規約は、合同会社MMPR（以下「施設管理者」という）が管理・運営するコワーキングスペース（以下「本施設」という）を、月額会員および一時利用者（以下、総称して「利用者」という）が、事業の執務、作業、自習、休憩の目的で利用するための条件を定めるものです。

2. 法的性質と借地借家法の不適用

本施設の利用は、一時使用を目的とする「施設の利用許諾」であり、建物の賃貸借契約ではありません。利用者は、本施設の利用に関し、借地借家法その他関連法令に定める借地権、賃借権、居住権、占有権等の権利がいかなる場合も発生しないことを確認し、施設管理者に対してこれらの権利主張（立退料や造作買取請求等を含む）を一切行わないものとします。

3. 規約の遵守・一体性

利用者は、本規約のほか、施設管理者が別途定める各種ルール（ホームページ等での掲示や施設内への掲示を含む）を遵守するものとします。

4. 権利譲渡等の禁止

利用者は、本規約より生ずる利用資格その他一切の権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡、貸与、担保提供、または名義変更することはできません。

第2条 (利用形態・期間および解約)

1. 月額会員の利用期間および解約（会員のみ適用）

月額会員の利用期間は、施設管理者または利用者から解約の申し出がない限り、自動的に継続するものとします。月額会員が解約またはプラン変更を希望する場合、施設管理者が指定する手段により申し入れるものとします。解約日は、解約の申告をした日から起算して1ヶ月後の月の末日とし、同日をもって利用終了となります。

2. 一時利用（ドロップイン）の期間

一時利用者の利用期間は本施設への入館から退館までの当該利用時間内に限るものとします。

3. 施設の閉鎖・不可抗力等による失効

施設管理者が本施設の全部の運営を終了した場合、または天災地変その他の不可抗力事由により建物・施設が滅失し、もしくは効用を失った場合は、本施設の利用権は自動的に終了・失効します。ただし、その場合においても、利用者が既に負っている未払いの利用料等の支払債務は消滅しません。

4. 残置物の取扱い

利用終了時（月額会員の解約時、または一時利用者の退館時）に施設内に残置された利用者の所有物がある場合、施設管理者は利用者に対し相当の期間（14日間）を定めて引取りを催告するものとします。利用者に連絡がつかない場合、または当該期間内に引取りがない場合、利用者が所有権を放棄したものとみなし、施設管理者が任意に処分できるものとします。なお、処分に要した実費は利用者の負担とします。

5. 明渡対価の請求放棄

いかなる事由による利用終了においても、利用者は施設管理者に対し、立退料、移転料、造作買取請求、有益費・必要費の償還請求等、名目の如何を問わず一切の金銭的請求をすることはできません。

第3条 (利用料金および支払方法)

1. 利用料金の支払い

利用者は、選択した利用プラン（月額利用・一時利用・オプション利用等）に応じた利用料（消費税別途）を、施設管理者の指定する方法により支払うものとします。月額会員の入会金は解約後も返金されません。税率変動時は変動後の税率が適用されます。

2. 月額会員のクレジットカード決済（会員のみ適用）

① 利用者は本人の責任でStripe Checkoutの規約に同意し決済を行います。施設管理者の故意または重大な過失による場合を除き、決済システムの利用に関するセキュリティ侵害等について施設管理者は責任を負いません。

② 変更または解約の申し出がない限り、継続してStripe Checkoutにより毎月決済されます。

③ プラン変更時、またはカード更新時も引き続き同システムにより決済されます。カード情報変更時は速やかに申し出てください。

④ 決済が承認されない場合、または会員資格を喪失した場合は、銀行振込または現金にて直接施設管理者に支払うものとします。

3. **一時利用の支払方法**

一時利用者は、施設管理者が定める精算方法（キャッシュレス決済、受付での精算等）にて、利用終了時または利用開始時に所定の料金を支払うものとします。

4. **遅延損害金および違約金**

① 支払いを遅延した場合は、年 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。振込手数料等は利用者負担となります。

② 契約時間外での無断利用や、一時利用における無断延長が発覚した場合、違約利用料として通常の利用料の倍額を速やかに支払うものとします。

第4条 (施設の利用ルールと義務)

1. 利用者は、本規約および施設管理者の指示に従い、他の利用者の妨げになることなく、善良なる管理者の注意をもって施設を利用し、同伴者にも本規約を遵守させる義務を負います。
2. 施設管理者は、維持保全のための点検や修理により、サービスの一時休止や、管理上の都合により施設および入退室システムの変更を行うことができます。
3. ゴミ処理は施設管理者が指定した方法で行い、違反により生じた実費や損害等は利用者が賠償するものとします。
4. 会員がカードキー等（物理キー等の貸与がある場合）を紛失・滅失した場合は、再発行・登録手数料として 10,000 円（税別）を施設管理者に支払うものとします。

第5条 (同伴者の施設利用)

1. 施設管理者が事前に許可したエリアやブース、または会議室等においてのみ、同伴者（ゲスト）を入場させることができます。許可された場所以外に同伴者を立ち入らせた場合は、利用者は違約金または実費相当額として 1 名につき 10,000 円/回を施設管理者に支払うものとします。
2. 利用者は、入場させた同伴者に対しても本規約を遵守させる義務を負い、同伴者が起こした問題や損害についても連帯して責任を負うものとします。

第6条 (禁止事項)

利用者は、事前の書面による承諾がない限り、以下の行為を行ってははいけません。

1. 立ち入り禁止区域への侵入、利用者不在での第三者の侵入。
2. 18 歳未満の者（高校生を含む）の立ち入り（※管理者許可がある場合を除く）。
3. 利用資格やカードキー、会員アカウント等の第三者への譲渡・貸与。
4. 危険物、悪臭・異臭・水分・高温を発する物品、禁制品、動物（植物の栽培含む）の持ち込み。
5. 騒音・振動等で近隣や他利用者に迷惑をかける行為、無断駐車・駐輪。
6. 施設内での宿泊、居住、またはそれに類似する行為。
7. 水回り施設の不衛生な使用、配管を詰まらせる恐れのある物の廃棄。
8. 不在時の荷物等による、規定時間を超える座席・ブースの占有（場所取り行為）。
9. 定められた場所以外での食事、飲酒行為・酒気帯びでの入館、指定エリア外での喫煙（電子タバコ含む）。
10. 施設提供のネットワークを利用したサイバー攻撃、違法ダウンロード、スパム送信、マイニング等、ネットワークに過度な負荷や損害を与える行為。
11. 施設内での無断撮影・録画・録音、および他の利用者の PC 画面や書類等の機密情報を覗き見る行為。
12. 法定伝染病等に罹患し、他者に感染させる恐れのある状態での来館。
13. 大声での会話、長時間の電話、度重なる営業電話、他利用者への過度な声掛け・勧誘。
14. 他の利用者や運営スタッフに対する暴言、威圧的な言動、各種ハラスメント行為。
15. 迷惑な営業行為（風俗、アダルト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル、政治・宗教・暴力団活動等）。
16. 公序良俗に反する行為、風紀・品位を欠く行為（刺青・タトゥーの露出等）。
17. 備品・設備の改装・仕様変更、盗難、転売、故意の破壊。
18. 垂れ幕・ポスター等の無断掲示、利用ビルの館内規則違反。

19. その他、公衆衛生上・運営上不適切と判断される行為、他者に不快感・不安を与える行為。

第7条 (オプションおよび会議室の利用)

該当するオプション契約または会議室利用がある場合は以下が適用されます。

1. **法人登記・住所（ポスト）利用（対象会員のみ）**
 - ① 届け出た事業目的でのみ承諾し、利用可能な商号は1利用者につき1つまでとします。
 - ② 解約日より2週間以内に登記や各種広告等の表記を変更・訂正してください。違反が判明した場合、遅延日数に応じた合理的な範囲内の違約金（1日あたり最大10,000円）を請求する場合があります。
 - ③ 解約日までに残置物の整理や郵便物の転送措置を完了してください。
2. **ロッカー・倉庫（レンタルBox）利用（対象会員のみ）**
 - ① 許諾されたスペースのみを利用し、鍵について善管注意義務をもって利用してください。設備の破損や鍵の紛失時は、原状回復にかかる費用を全額負担いただきます。
 - ② 解約日まで内部を空にしてください。残置物がある場合は施設管理者にて処分し、処分費用は全額利用者負担となります。
3. **郵便物等の受取・保管および転送サービス（対象会員のみ）**
 - ① 代理受領した郵便物の保管期限は原則1ヶ月です。超過した場合は通知の上、廃棄することがあります。
 - ② 現金書留、内容証明、特別送達、代金引換、生もの等の代理受領は行いません。
 - ③ 転送時における損壊・紛失について施設管理者は一切の責任を負いません。
4. **会議室利用（全利用者対象）**

別途定める会議室利用規約を遵守し、施設管理者の指示に従って利用してください。

第8条 (利用停止および登録解除)

1. **利用停止**

利用者が以下のいずれかに該当した場合、施設管理者は是正を催告し、是正されない場合は当該利用者の利用を停止し立ち入りを禁ずることができます。

 - ① 利用料金の支払いを遅延した場合。
 - ② 規約違反により是正指導を受けている場合。
 - ③ 目的外利用、または許可なく商業登記・営業上住所とした場合。
2. **無催告での利用登録解除**

利用者が以下のいずれかに該当した場合、施設管理者は無催告で直ちに今後の利用を拒否し、会員の場合は利用登録を解除できます。

 - ① 連絡先等の変更届出を怠り連絡が取れない場合、虚偽の届出をした場合。
 - ② 規約違反、信用を著しく失墜させる行為、備品・設備の汚損・破損等をした場合。
 - ③ 法的倒産手続き、仮差押え等の処分を受けた場合、または刑事罰を受けた場合。

第9条 (損害賠償および免責事項)

1. **利用者の賠償責任**

利用者またはその同伴者が、故意または過失により当建物、施設、設備、および他の利用者を含む第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と負担において速やかにその損害を賠償しなければなりません。
2. **施設管理者の免責**

施設管理者は、以下の事由により利用者が生じた損害について、故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

 - ① 天災地変、火災等の不可抗力による損害。
 - ② 施設内での盗難、紛失、置き引き等の損害。
 - ③ 利用者同士、または利用者と第三者との間で生じたトラブル。
 - ④ インターネット回線（Wi-Fi等）の利用に起因するウイルス感染、情報漏洩、通信障害。
 - ⑤ インフラの予期せぬ故障、保守点検に伴う損害。
 - ⑥ 行政からの休業要請等による施設の利用制限。
3. **損害賠償額の上限（責任限定）**

施設管理者が利用者に対して損害賠償責任を負う場合（故意または重大な過失による場合を除く）、その賠償額は、当該利用者が直近1ヶ月に支払った基本利用料相当額（一時利用の場合は当該回の利用料金）を

上限とします。間接損害や逸失利益については一切賠償責任を負いません。

第10条（反社会的勢力の排除）

利用者は、自身（法人の場合は役員や従業員含む）が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、および不適切な関係を有しないことを確約するものとします。また、暴力的な要求行為や業務妨害行為を行わないことを確約します。これに違反した場合、施設管理者は直ちに利用を拒否し、登録を解除できるものとします。

第11条（個人情報の取扱い）

1. 施設管理者は、利用者の個人情報を、利用料金の請求、施設運営に関する連絡、サポート提供、および各種サービス案内の目的で利用します。
2. 法令に基づく場合等を除き、利用者の同意なく第三者へ提供することはありません。ただし、決済代行会社等の業務委託先には必要最小限の範囲で提供する場合があります。
3. 利用者は、自身の個人情報の開示、訂正、利用停止等を求めることができます。

第12条（規約の改定・通知・管轄裁判所等）

1. 施設管理者は本規約を任意に改定でき、ウェブサイト等に掲示または施設内に掲示した時点で効力を生じます。
2. 本規約は日本国法に準拠します。本施設の利用に関して紛争が生じた場合は、施設管理者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条（分離可能性等）

1. 本規約のいずれかの条項が法令等により無効と判断された場合であっても、残りの規定は継続して効力を有するものとします。
2. 本施設の利用終了後においても、第2条第4項および第5項、第7条、第9条、第11条、第12条の各規定は有効に存続するものとします。

2021年3月14日 制定
2026年4月1日 改定
合同会社MMPR